

## 意見の概要および市の考え方

No	意見の概要	意見数	市の考え方
I 全体の構成等について			
1	4本の計画を纏めたまちづくりプランとなっていますが、どの部分が「障害者計画」か「障害者福祉計画」なのかわかりません。 (令和5年に策定された障害者活躍推進計画は、含まれていませんが。)	1件	本計画は、本市の障害福祉施策を総合的かつ計画的に進めるために、彦根市障害者計画(第5期)・彦根市障害福祉計画(第7・8期)・彦根市障害児福祉計画(第3・4期)・彦根市成年後見制度利用促進基本計画(第2期)の4つの計画を「ひこね障害者まちづくりプラン2024」として一体的に策定する構成としていますので、各計画を明確に区分けしていません。  また、障害者活躍推進計画は、本市では別途「彦根市障害者活躍推進計画」(令和5年4月策定)を策定しています。
2	新しい用語やカタカナ表記に用語解説を付けてください。	1件	計画書完成版には巻末に用語解説を付ける予定です。
3	「障害のある人や子ども」という表記と「障害のある人や障害のある子ども」という表記がありますが、同じことを表現しているのであれば統一してはどうでしょうか。	1件	P8の「障害のある人や障害のある子ども」の表記を「障害のある人や子ども」に修正し、本計画中の表記を「障害のある人や子ども」に統一します。
4	P1 9行目 また、令和4年に改正された「障害者総合支援法」が令和6年4月から施行されることとなり(間違いであれば取り下げます。)	1件	障害者総合支援法は、令和4年12月に改正され、施行日は令和6年4月1日とされていますが、一部の改正内容については、令和5年4月1日や令和5年10月1日に施行されています。  具体的な改正内容に触れていないため、本計画における表記については、現状のままとします。
5	P2 国の動向は掲載されていますが、滋賀県、彦根市の主な動きも掲載してほしい。	1件	滋賀県や彦根市の主な動きについても掲載するようにします。

6	P20 (2) 2行目 「職場からの障害への理解」の「から」は不要ではないでしょうか。	1件	「職場からの障害への理解」の文面 でアンケート調査を実施しています ので、今回は修正を行いません。
II 人材育成や人材確保について			
1	P24 課題の中で職員確保・賃上げが記載されています。それを踏まえて、P40の施策の展開の中に、障害福祉の仕事に携わる人材育成や人材確保についての記述が必要と考えます。	1件	P53 「基本方針3 いつでも相談・サービスが受けられる」の「(1)地域生活を支えるサービスの提供」に「障害福祉を支える人材の育成・確保」として記述しています。
III スポーツ・文化・学習・余暇活動の充実について			
1	P41 基本方針1の具体的な取り組みに「環境づくりに努めます」と2か所ありますが具体策は記載できないでしょうか。	1件	現在のところ取組内容の具体策についてまでの取り決めはしておりませんので、今後、取り組んでいく中で具体策を検討することになります。
IV 相談支援体制の充実について			
1	P56 相談の充実を図ることは大切だとわかりながらその具体策も大切ではあるが、広く市民からの意見を求めるのであれば、実際にその症例を取り上げて、相談員が具体的にどうあるべきかなどの内容を取り入れてほしい。そして彦根市における実態を踏まえて、相談員としての役割を明確にして、学区ごとでいいので、いつでもどこのように利用できるかということを明記してほしいです。	1件	計画書に相談員の在り方や役割等の具体的な内容までを記載することは難しいと考えます。 また、市民の方の利用に関しては、わかりやすい相談先の周知等について、引き続き取り組んでいきます。 現状の相談支援体制図については、計画書に記載することとします。
V 権利擁護の促進について			
1	P58 成年後見制度の利用が進まない要因として、専門家が選定されると経費が高額であること、制度は原則としてやめることができないなどが要因と考えます。 制度改革について国や県に要望することにも触れていただきたい	1件	P87 彦根市成年後見制度利用促進基本計画推進委員会が出された評価・課題においても、広報・啓発の不足や公的助成の必要性について意見があり、各施策を推進していくこととしており、また、国や県に対しては、機会を捉え、適宜、計画に沿った内容について要望を行ってまいります。

VI 障害理解の促進について			
1	P60 障害理解を広めるためにも、具体的な内容、取組が書かれているが、もっと実際に講座を設けるといような我々がともに考えより理解できるようことの実施を図ってほしい。	1件	現在のところ取組内容の具体策についてまでの取り決めはしておりませんので、今後、取り組んでいく中で具体策を検討することになります。
VII ボランティア・市民活動の促進			
1	P62 障害福祉施設の地域開放の促進については、障害者福祉センターのことと理解しますが、条例で利用者が限定されておりどのように解放されるのでしょうか。	1件	障害福祉施設は障害者福祉センターに限ったことではなく、民間の障害福祉施設も想定しております。 障害者福祉センターは、設置目的を達成するために、条例で利用者を限定していますが、その中においても、地域に開かれた施設となるように検討します。
VIII 防犯・防災体制の構築について			
1	P64 (4)の具体的な取組 地域で暮らす障害のある人に対応する福祉避難所の確保と運営がいま求められていると思いますので、記載について検討ください。	1件	福祉避難所の確保は重要な課題であると捉えており、P99 数値目標として「福祉避難所の設置に係る協定締結事業所数」として具体的な目標数を掲げ、取り組むこととしておりますことから、ご指摘の箇所への再度の記載は行いません。
IX 住環境の整備について			
1	P66 (5)の具体的な取組にグループホームの確保について記載がありますが、必要数は確保できているのでしょうか。目標数値は？ また、重度障害者に対応できるGHの整備が求められていることに触れていただきたい。さらに世話人の人材確保の支援も必要と考えます。	1件	共同生活援助（グループホーム）の今後の見込み量については、P71に記載しています。また、同ページにおいて重度障害を始め、多様な障害特性に配慮が行えるよう、関係機関によるネットワークを構築し、連携しながら支援できる仕組みについても検討していくとしています。 人材確保については、P53「基本方針3 いつでも相談・サービスが受けられる」の「(1) 地域生活を支えるサービスの提供」に「障害福祉を支える人材の育成・確保」として記述し

			ています。
2	GHに入所し障害基礎年金と就労継続B型事業所の工賃で生活すると月額およそ20,000円程度不足するという情報に触れます。制度改革について国や県に要望することにも触れていただきたい	1件	国や県に対しては、機会を捉え、適宜、計画に沿った内容について要望を行っておりますが、具体的な不足金額等を含めた取組内容を本計画に記載することは難しいと考えます。